

No.	事業者からの質問	堺市の回答
1	仕様書>5 業務内容>(1)②において、「本業務において企業支援を実施するにあたっては、1社あたり8回以上の面談を行うこと。」との条件が付されているが、「面談」についてはゼミ形式での集団講義の実施を面談回数として含めることは可能か？ (例えば、「6回がゼミ形式での集団講義」「2回が個社面談による個別支援」といった支援形式は可能か。もしくは「面談」は個社に対する個別面談のみが想定されているものか。)	企業支援における面談については個別面談のほか、ゼミ形式やワークショップ形式などの集団講義形式も面談回数に含めます。 また実際の面談による支援のほかWEB面談形式での支援も含みます。 いずれにせよ、面談の回数や形式等を提案書内で具体的にお示しください。
2	契約保証金の免除要件への該当可否について。	契約保証金については原則お支払いいただけます。 また契約保証金の免除についての判断は堺市契約規則第30条の2に基づき、契約時に提案書の内容などをもとに総合的に判断いたします。
3	提案書作成要領の中に記載のある下記部分について 「提案者が判別できるような記載、表現、ロゴの記載、資料の添付等は一切しないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。」「提案者が判別できるような記載、表現、ロゴの記載、資料の添付」を行ってはいけないのは、副本のみか。正本もそのような形で作る必要があるか。	ご質問のとおり提案者が判別できるような記載等を行っていけないのは副本のみです。 正本については、事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、下欄には担当者名および担当者連絡先を記載してください。 副本については、提案者が判別できるような記載等は一切行わないようにしてください。
4	提案書作成要領「1.4、企画提案書等の審査（2）審査方法」について、企画提案書等に関するプレゼンテーションや説明会は実施予定しているか。	プレゼンテーションや説明会の実施は予定しておりません。 ご提出いただいた企画提案書等をもとに、外部有識者で構成する選定委員会において審査し、総合的に判断します。
5	仕様書（1）DX推進における新規事業創出・ビジネス変革の事例創出を進めて行くに際して、堺市産業振興センター様のご協力（例えば令和5年4月「中小企業におけるDX（デジタル化など）の実態調査」の詳細内容照会など）は得られますでしょうか？	公益財団法人堺市産業振興センターは堺DX推進ラボの参画機関であり、本業務へのオブザーバー参加していただくことを想定しております。オブザーバー参加のみならず情報提供等の協力を得られるか否かについては、当該機関へ個別にご相談ください。
6	・提案書作成要領「1.0、提案書記載事項（2）業務の概要 ①キックオフイベントの実施及び支援対象事業者候補の選定」について、キックオフイベントの集客については、受託事業者の責務になりますでしょうか。もしくは市にて対象の企業の集客をし、受託事業者はイベントの企画運営以降の業務になりますでしょうか。 企画提案書のスケジュールに反映するため、お伺いしたい趣旨となります。	本市も集客に向け広報活動は行いますが、仕様書2ページ5業務内容（1）①に記載のとおり会場選定、キックオフイベントへの参加者募集、企画・運営等について、集客や啓発に資する広報手法も含め提案書にご記載ください。
7	仕様書 4 業務目的 →「堺DX推進ラボ」と当業務との関係性・棲み分けについて教えてください。 →「堺DX推進ラボ」に参画される支援機関が本業務に参加するとの記載がありますが、 参加する支援機関の本業務に対する役割について教えてください。その上で、 本業務の受注者との関係性・棲み分けについて教えてください。	○本業務は堺市としての予算事業であり、発注者（堺市）と受注者の二者間の契約に基づく業務です。一方、堺DX推進ラボは、堺市予算を含め何らかの予算措置に基づいて活動している連携体ではありません。 本業務に参加する堺DX推進ラボ参画機関にはキックオフイベント、企業支援、成果報告会等にオブザーバーとして参加いただき、参画機関自身の支援能力の向上等につなげていただくことを想定しています。 発注者（堺市）は堺DX推進ラボの事務局として参画機関に向け本業務について案内は実施します。ただしオブザーバー参加のみならず各種協力を得られるか否かについては、参画機関の自由意思に基づきます。
8	仕様書 5 業務内容（1）① →企業候補の選定に関して、候補を募るためにイベント企画は本業務の内容と理解しておりますが、広報から募集活動までの責任は本業務の受注者でしょうか？ 堺DX推進ラボに参画される支援機関の協力を仰ぐことは可能でしょうか？	本市も集客に向け広報活動は行いますが、仕様書2ページ5業務内容（1）①に記載のとおり会場選定、キックオフイベントへの参加者募集、企画・運営等について、集客や啓発に資する広報手法も含め提案書内にお示しください。 堺DX推進ラボ参画機関については事務局である本市より協力・周知依頼も実施いたしますが、協力は各参画機関の自由意志に基づきます。
9	仕様書 5 業務内容（1）② →本業務の支援範囲は、あくまでも新規事業を創出する／ビジネスを変革する計画を立案する、まででしょうか？計画に基づいた実践に対する支援は対象外でしょうか？ →実践計画及び支援計画の支援を通じた成果物の作成は、支援先企業もしくは支援する受注者、どちらになりますでしょうか？ →企業支援の実施方法に関して、オンラインが前提でしょうか。それともオンラインでも宜しいでしょうか。	○業務実施年度中に最低限到達したいゴールとして新規事業創出・ビジネス変革の計画立案支援を示しておりますが、本業務参加の支援対象事業者の進捗に応じ計画に基づいた実践に対する支援も対象と考えます。 ○実践計画及び支援計画については本業務での支援を通じ、支援対象事業者とともに作成いただき、受注者として最終的な成果物を作成し提出ください。 ○実際の面談による支援のほかWEB面談形式での支援も含みます。
10	仕様書 5 業務内容（1）③ →オブザーバー参加される支援機関に対する育成・支援も対象業務となりますでしょうか？	オブザーバー参加を想定する堺DX推進ラボ参画機関について、本業務での支援事例をケースワークとして活用したノウハウの獲得だけでなく、更なる支援能力の向上を促すことに資するような取組がある場合は提案書内にお示しください。
11	仕様書 5 業務内容（2） →成果報告会は誰（どこ）に対しての報告会という位置づけでしょうか？	成果報告会については支援対象事業者の創出した事業PRに加え、新規事業創出・ビジネス改革のノウハウの市内外中小企業への横展開、DX推進にかかる地域の活性化を図ることを目的としております。 市内外の企業や支援機関などが対象と考えます。
12	仕様書 5 業務内容（3） →ロゴマークの制作も業務範囲となりますでしょうか？	仕様書3ページ5業務内容（3）に記載のとおり業務範囲に含みます。
13	仕様書 9 その他 →本事業において、受注は協力会社に対して、部分的に業務委託を行うことは可能でしょうか？	委託契約書の第5条、第6条のとおりです。 業務の全部の再委託、大部分の再委託、主要な部分（当該業務の目的を達成するために必要不可欠な基本的又は中心的な業務、当該業務の監督管理に係る業務のいずれかに該当するもの）の再委託などは認められませんのでご注意ください。